

[事案 2025-235] 手術給付金支払請求

・令和8年2月26日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

体外受精のため採卵を行ったため、令和7年2月に契約した医療保険にもとづいて、手術給付金の請求をしたが、卵が取得できなかったという理由で、手術給付金が支払われなかったが、約款には採卵を行った結果、卵が取得できなかった場合や変性卵であった場合に支払対象外となることの記載がないため、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約所定の約款には、「公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術」が支払対象となる旨が定められている。当社において改めて査定した結果、本件の採卵については、当該支払対象に該当するものと判断し、申立人の請求に応じることとした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。